



環廃産発第 100909003 号
平成 22 年 9 月 9 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

石綿含有産業廃棄物等の適正処理について（通知）

再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止の徹底については、本日付け、厚生労働省、国土交通省、環境省の連名通知により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）等関係法令の遵守について指導等をお願いしたところである。

建築物等の解体作業において十分な分別解体が行われていない等が原因で、石綿含有建材が付着・混入したままリサイクル可能な特定建設資材廃棄物として排出され、破砕施設において受入れ、破砕等が行われた場合にあっては、事業者の委託基準違反や処理業者の処理基準違反等、廃棄物処理法違反が懸念されることから、貴職におかれては、解体現場において石綿含有産業廃棄物が適正に保管され、他の廃棄物が混入しないよう必要な措置が講じられていること、又、破砕施設において、受託できない石綿含有産業廃棄物等が混入した廃棄物の受入れを行っていないこと等について、立入検査により確認を行う等、廃棄物処理法に則り、石綿含有産業廃棄物の適正な処理を確保するよう努められたい。

また、解体現場や破砕施設に係る立入検査等に当たっては、建設リサイクル法を所管する部局等の関係部局との情報交換を密にするとともに、「産業廃棄物に係わる立入検査及び指導の強化について（通知）」（平成 20 年 5 月 16 日付け環廃産発第 080516001 号本職通知）に留意の上、事前連絡を行うことなく立ち入りを行う等、より効果的かつ確実に実施されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。